

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区分
東京都市計画用	東京都市計画用
途地域	途地域
第一種住居地	第一種住居地
追加する部分	追加する部分
域	域
近隣商業地域	近隣商業地域
追加する部分	追加する部分
削除する部分	削除する部分
商業地域	商業地域
削除する部分	削除する部分
千代田区平河町二丁目地内	千代田区平河町二丁目地内
足立区柳原二丁目地内	足立区柳原二丁目地内
準工業地域	準工業地域
削除する部分	削除する部分

◎東京都告示第七百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

東京都知事 小池百合子
都市計画を定める土地の区域
東京都市計画道
路

大田区羽田空港一丁目地内	削除する部分	第一号線	都市高速道路	東京都市計画道路	都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域	東京都知事 小池百合子
各地内	追加する部分	大田区大森南四丁目、大森南五丁目、昭和島一丁目、昭和島二丁目、羽田空港一丁目及び東糀谷六丁目					

告示

- 都市計画の変更（五件）：（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課）：
 - 東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の取納委託：（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）：
 - 公有水面埋立工事のしゅん功認可：（港湾局離島港湾部管理課）：

告
示

目次

- # 規則（教正する規則）

○ 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する

告示

- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し同条第二項の規定により縦覧に供する。

東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 東京都市計画地 区計画

用十六用

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第七百十一号
都市計画法（昭和四十三

項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十二条第二項において

令和七年六月十六日

東京都知事 小池百合子

点

②の地点 ①の地点から二三二度一六分二九秒七八・四九メートルの地点

③の地点 ②の地点から三一二度一六分五一秒一四・九九メートルの地点

④の地点 ③の地点から四二度一六分一八秒九五・九九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一八四度二五分三八秒二二・五〇メートルの地点

(三) 面積
一、二九五・九八平方メートル

四 埋立地の用途
ふ頭用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十一年四月十六日 二十港島管第千三百六十一

号

六 法第二十二条第三項の市町村

青ヶ島村

規則（教）

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十八号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部
を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の表管理課の項第六号中「、同小笠原高等学校及び同いの木特別支援学校」を「及び同小笠原高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都学校経営支援センター処務規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一二一(代)新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む) 三〇円印刷所勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号社
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク
リサイクルマーク